

月形町地域おこし協力隊(農業研修員)募集要項

つきがたちょう そらち かぼと
月形町は、北海道空知管内の南西部を占める、樺戸郡最南端の人口約2,600人のまちです。北海道の主要都市である札幌市との距離は45kmで、車で約1時間の位置にあり、南東は岩見沢市、石狩川を隔てて美瑛市に隣接しています。

明治14年、樺戸集治監（監獄）の設置とともに空知管内第1号の村として誕生し、基幹産業は稲作を中心とした農業で、他にメロン、スイカ、かぼちゃ、ミニトマトなどの果菜のほか、切り花の産地でもあります。

月形町においても、北海道内各地域と同様に少子高齢化による人口減少が続いており、景気の低迷とともに地域の活力も減少している状況です。

このため、月形町では、まちの活性化を図るため、意欲ある都市部の人材を積極的に受け入れ、関係団体などと協力しながら、地域活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

この地域おこし協力隊の活動終了後、月形町内において就農する意欲のある方々の応募をお待ちしています。

1 募集人員

月形町地域おこし協力隊（農業研修員） 1組（2名まで）

2 活動場所

月形町内

3 活動内容

月形町職員、町民、関係団体と連携して農業実習を行いながら、農業の現場における担い手不足や地域活動の衰退等の課題を解決する次の活動を行います。

- (1) 農業研修員として施設園芸作物（花き、ミニトマト、メロン、カンロ、スイカ等）農家の農作業等に従事し、就農に必要な知識や技術を習得する。冬季は研修等に参加し知識を習得する。
- (2) 実践研修を行う実習農場の除草及び除雪等の維持管理を行う。
- (3) 地域農業の振興と地域活性化に関する活動を行う。
- (4) 町内に居住する地域の一員として地域活動等に参加する。
- (5) その他町のイベント等へ積極的に参加する。
- (6) 活動状況（農業研修の状況）、町の話題、観光情報等の情報発信（週1回程度）

4 募集対象

次の掲げる要件を全て満たす方を対象とします。

- (1) 総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域は除く。）に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方
- (2) 原則年齢22歳以上55歳未満の方で、配偶者又は18歳以上65歳未満の同居の親族を有する方 ※年齢要件に該当しない方は事前にご相談ください。
- (3) 農業に興味があり、期間終了後は月形町で独立就農する意欲のある方
- (4) 地域活性化に関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許及び使用可能な自家用車を持っている方
- (6) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に加入（又は地域おこし協力隊として活動を開始するまでに加入）しており、活動中に怪我等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方
- (7) 心身ともに健康で、地域の方々と共に誠実に活動を行える方
- (8) 月形町での農作業体験又は地域おこし協力隊インターン（農業研修員）としての活動実績がある方

5 雇用形態

- (1) 月形町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、月形町長が委嘱します。
- (2) 月形町との雇用契約は結びません。

※ 就農に必要な知識、技術習得を活動目的としており、活動の自由度が高まることから雇用契約を結ばない形での委嘱となります。

6 委嘱期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 委嘱期間の更新（延長）は、年度毎とし、原則として令和11年3月31日まで（町の判断により最長で令和12年3月31日まで）とします。

※ 委嘱時期については応募者の状況を鑑みて希望をお聞きし、調整させていただくことがあります。

※ 隊員として不適切と判断した場合は委嘱期間中であっても解職する場合があります。

7 活動時間

活動時間は、目安として週37時間30分とします。（季節によって変動があります。）

8 活動の対価

月額 291,500 円

※ 上記金額から所得税が差し引かれます。

9 待遇及び福利厚生等

- (1) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は適用されません。
- (2) 委嘱期間中の住居は、町が用意する住宅に入居していただき、敷金、礼金等を除く家賃については町が負担しますが、月形町への転入に伴う交通費、引越費用は自己負担とします。
- (3) 家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費は自己負担となります。
- (4) 実習農場での実践研修に係る費用（光熱水費、種苗費、肥培管理費等）は、自己負担となります。
- (5) 活動に必要な車両は自家用車（任意保険加入※）を使用していただきます。なお、借上料・燃料費として月額 20,000 円を支給します。
※対人賠償：無制限、対物賠償 1,000 万円以上、搭乗者に対する障害保険 500 万円以上
- (6) 活動の情報発信等に係る、通信運搬費（通信費及びパソコン等借上料等）として原則 1 組につき月額 5,000 円を支給します。
- (7) 月形町への転入に伴う交通費、引っ越し費用については自己負担となります。
- (8) 北海道農業大学校が実施する研修等の活動に必要な費用として 1 組当たり 20 万円（1 回限り）を支給します。
- (9) 隊員としての活動実績が 1 年以上で条件を満たす場合は、起業等支援補助金の交付を受けることができます。（1 人につき 100 万円まで、10 割補助、一年度に限る、他の補助金との重複不可）
- (10) 活動に支障のない範囲での副業は可能です。

10 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）～令和 8 年 9 月 30 日（水）必着

(2) 提出書類

① 月形町地域おこし協力隊応募用紙

※ 月形町のホームページからダウンロードで取得していただくか、お問い合わせ先にご連絡いただければ郵送します。

② 月形町新規就農実習申込書

③ 住民票（抄本）の写し（1 か月以内のもの）

- ④ 普通自動車運転免許証の写し（両面）
- ⑤ 活動に使用する車両の車検証、自賠責保険証、任意保険証の写し
- ⑥ 傷害保険及び個人責任賠償保険等保険証の写し
(選考時点で未加入の場合、研修開始時までには用意してください)
- ⑦ 健康診断書

(3) 提出方法

郵送若しくは持参（提出された書類は返却しません。）

※ 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。

(4) お問い合わせ先・提出先

〒061-0592 北海道樺戸郡月形町1219番地

月形町役場農林建設課農政係

TEL 0126-53-2322 FAX 0126-53-4373

E-mail nosei@town.tsukigata.hokkaido.jp

1.1 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、令和8年10月上旬頃までに選考結果を応募者全員に通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施します。

※ 第1次選考後、面接の日程等についてご連絡します。（10月中旬頃を予定しています）

(3) 最終選考通知

面接終了後おおむね10日以内に選考結果を第2次選考対象者全員に通知します。

(面接の日程によっては、通知が遅れる場合があります。)

(4) その他

応募に要する費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は、応募者の負担となります。

1.2 その他

(1) 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

(2) 提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。